

診療所の病床設置に関する許可の要否について

病床の種類 (医療法施行規則第1条の14第7項)	医療圏	設置予定等の診療所 名称 所在地 開設者 標榜科目	開設病床数 (床)			許可の 要 否	備 考
			現 在	増 加	計		
周産期医療 (第3号)	尾張東部	かじうらレディースクリニック(既設) 日進市野方町 梶浦詳二 産科、婦人科	8	3	11	不要	平成20年7月に既設診療所の増床を予定
周産期医療 (第3号)	尾張北部	大林産婦人科医院(既設) 春日井市前並町 大林太 産婦人科、内科、小児科	11	8	19	不要	平成21年3月に既設診療所の増床予定
周産期医療 (第3号)	尾張北部	福井産婦人科医院(新設) 春日井市藤山台 福井隆介 産婦人科		16	16	不要	平成21年3月に新規開設を予定

(参 考)

医療法施行規則第1条の14第7項

第1号 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。

第2号 ヘキ地に設置される診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。

第3号 前2号のほか、小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。